

令和2年1月22日（水）

特許庁庁舎7階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会
第19回意匠審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 委員の出欠確認	1
3. 配布資料確認	1
4. 改訂意匠審査基準案に対する意見募集の結果と対応の方向性について	2
5. 意匠審査基準ワーキンググループ報告書について	16
6. 今後の予定	21
7. 特許庁審査第一部長挨拶	22
8. 開 会	23

開 会

○下村意匠審査基準室長 皆様、こんにちは。ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第19回意匠審査基準ワーキンググループを開催させていただきます。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は事務局を務めております、特許庁意匠課意匠審査基準室の下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事進行を黒田座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員の出欠確認

配布資料確認

○黒田座長 それでは、事務局から委員の出欠と配布資料の確認をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 本日は前回同様、ワーキンググループの全委員の先生方に御出席いただいております。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。経済産業省の方針といたしましてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日のワーキンググループにおきましても、座席表につきましてはお手元に紙で配布させていただきましたけれども、それ以外の資料につきましてはタブレットで御覧いただくことといたしました。

カバーを開いていただきますと画面が立ち上がります。PDFファイルが複数表示されていることを御確認いただけますでしょうか。左上から本日のワーキンググループで使用する資料のデータとなっております。操作でお困りになった場合には手を挙げて合図をしていただきますと、ただいま手を挙げております者が対応いたしますのでよろしくお願いいたします。

では、資料の御確認をさせていただきます。まず、01が議事次第・配布資料一覧、02が委員名簿、03が資料1、04が資料2、05が資料3、06が参考資料1、以上6つの資料とな

っております。よろしいでしょうか。

それからもう1点、お願いがございます。議事録作成の都合上、御発言の際にはお手元のマイクを近づけて御発言いただきますように、よろしく願いいたします。また、本会議は原則として公開させていただきます。配布資料・議事要旨及び議事録も原則として公開いたします。ただし、個別の事情に応じまして、会議または資料を非公開にするかどうかについての御判断は座長に御一任するものといたします。

○黒田座長 ただいまの事務局からの説明について、御異議はございますでしょうか。

ありがとうございました。

改訂意匠審査基準案に対する意見募集の結果と対応の方向性について

○黒田座長 それではまず、議事次第2. 「改訂意匠審査基準案に対する意見募集の結果と対応の方向性について」でございます。

では、事務局から説明をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 それでは、お手元の資料1をお開きいただけますでしょうか。改訂意匠審査基準案に対する意見募集の結果と、いただいた御意見を踏まえた対応案について御説明をさせていただきます。

今回の意見募集は、昨年12月11日から本年1月9日にかけて実施をさせていただきました。意見募集の対象とさせていただきましたのは、前回までの本ワーキンググループで御審議をいただきました改訂意匠審査基準案に加えまして、第15回の意匠審査基準ワーキンググループにおいて御了承いただきました基準の明確化、及び簡潔化のための改訂方針に沿いまして、章立ての変更や表現ぶりの修正を行いましたその他の項目を含めた形で、全意匠審査基準の改訂案となっております。

期間中にいただきました御意見の提出者総数は19でございました。内訳を申し上げますと、団体7件、企業6件、個人6件の皆様でございました。

いただいた御意見の全般的な概要を申し上げますと、改訂意匠審査基準案の内容につきまして、全面的に反対する、やめるべきだといった御意見はほとんどなく、基準案の具体的な記載ぶり等についての御指摘や事例の追加、それからガイドラインやQ&A集の発行等についての御要望などが主な内容でございました。

ただいまお開きいただきました資料1は、このパブリックコメントでいただいた御意見

のうち、改訂意匠審査基準の内容にかかわる修正を行おうとするもののみを抽出させていただいた資料となっております。

なお、いただいた御意見の全てと、それに対する考え方につきましては、本ワーキンググループの参考資料1として、別途おまとめさせていただいております。こちらの参考資料1の内容は後日、弊庁のホームページにおいても公開させていただく予定でございます。

それでは、こちらの資料1を用いまして、パブリックコメントでいただいた御意見と、本日御審議をいただきたい対応案について御説明させていただきます。

左側に項番を記載しておりますけれども、今回基準案について、運用の内容にかかわる御指摘をいただきましたのは、全部で27項目ほどでございます。

まず、その1点目についてでございます。左から3列目に「改訂意匠審査基準案の内容について寄せられた主な御意見の概要」という欄がございますが、こちらを御覧ください。こちらがいただいた御意見の概要となっております。

改訂基準案においては、意匠法上の意匠に該当しないものの、説明として「機器等の付加価値を直接高めるものではない画像」との記載をしておりました。この記載について、「意匠法上の意匠への該当性要件を記載したものととらえられた上で、そのような記載は不要ではないか」という御意見をいただいております。

右隣の「御意見に対する考え方」の欄で、当該記載は意匠法上の意匠と判断しないものについての御説明である旨、御回答しておりますが、御意見をいただきましたように、記載の趣旨が少しわかりにくく、記載がなくとも運用上の支障はございませんことから、こちらの記載は削除をさせていただくことといたしました。

続きまして2点目、改訂基準案では画像意匠に該当するものの例といたしまして、アイコン用画像を記載しておりました。こちらの事例について、「具体的な用途及び機能が明らかでないアイコン用画像は登録の対象とすべきではなく、仮に「アイコン用画像」を保護の対象とするのであれば、その用途・機能を明確にすべきである」との御意見をいただきました。

アイコン用画像につきましても、願書の記載及び図面等の記載を総合的に判断しても、操作画像又は表示画像に該当すると認められない場合や、用途及び機能が具体的ではないと判断される場合は拒絶の対象となります。そこで、いただきました御意見を踏まえまして、アイコンの事例の下のところに、「(クリックするとソフトウェアが立ち上がる操作ボタン)」との注意書きを追記しております。

3点目は、「意匠に係る物品」の欄の記載についてです。いただいた御意見は、「＜適切な記載の例＞において、「“コンテンツ視聴”操作画像」等につきましては、意匠に係る画像の「用途の対象」が具体的に示されている一方で、「情報表示用画像」等につきましては「用途の対象」が具体的に示されておらず、どの程度の記載であれば適切かわかりにくいので、＜不適切な記載の例＞も記載してほしい」というものでございます。

そこで御意見を踏まえまして、不適切な記載の例も基準上明記することといたしました。

また、操作画像、表示画像、またはG U Iといった記載がなされた場合の取り扱いにつきましても、あわせて明記をさせていただくことといたしました。

4点目は、画像を含む意匠の用途及び機能の類否判断についてです。改訂基準案に記載しております事例について、特に、冷蔵庫と画像意匠の用途及び機能を非類似としている箇所につきましては、「その他の拒絶の理由等のほかの考慮事項も明記すべきである」との御意見をいただいております。

この点につきましては御意見を踏まえまして、その他の拒絶の理由となり得る規定等、留意すべき事項について注釈を加えることとしております。

5点目も、「用途及び機能の類否判断について」です。こちらは基準に掲載しておりました＜用途および機能が類似する例4＞につきまして、「説明欄において「選択ボタン」との用語をいずれも用いしておりましたが、事例で用いている用語が共通しておりますと、用語そのものの同一性や類似性が問われるかのような心象を持ち、誤った理解を誘導する可能性がある」という御指摘をいただきました。

そこで御意見を踏まえまして、当該箇所の説明文を修正させていただくとともに、用途及び機能の類否判断の明確化から、判断の根拠となります考え方を、各事例に全て記載をさせていただきました。

6点目は、物品又は建築物の部分としての画像について、改正前の審査基準の表現を引き継いだ要件を記載しておりますが、「新たな保護対象となった画像意匠とは別途、物品又は建築物の部分としての画像についての審査基準を設ける必要はないのではないか」との御意見をいただいております。また、「もしも、画像意匠と物品又は建築物の部分としての画像を含む意匠の要件を書き分けるのであれば、両者の関係を明らかにしまして、意匠該当性の要件がいかに相違するのかを明確にするべきである」といった御指摘をいただいております。

この点につきましては回答の欄で、こうした基準の構成とさせていただきました背景を

御説明した上で、新たに保護対象となった画像意匠と、物品又は建築物の部分としての画像を含む意匠との間の要件の違いを明確化するように、記載ぶりを修正しております。

7点目は、画像を含む意匠の章の項目の立て方についての御指摘でございます。御意見を踏まえまして、こちらの右側の欄に記載いたしましたように修正を行っております。

8点目は、建築物の意匠に関する項目となります。「建築物の内部の一室を出願する際に、誤って「浴室等」と記載して物品の意匠として出願してしまうことがないように、説明を記載してほしい」という御意見をいただいております。

御意見を踏まえまして、基準の該当箇所に建築物の内部の意匠登録を受けようとする部分とする場合についての注意書きを追加いたしました。

9点目は、建築物の意匠の類否判断における観察方法についてでございます。「グラウンドレベルからの肉眼による観察」と記載しておりますが、「グラウンドレベルの意味がわかりにくい」という御指摘をいただきました。

そこで御意見を踏まえまして、この点が、よりわかりやすいものとなりますように、「人が地面に立った視点での肉眼による観察」と表現を変更いたしました。

10点目は、「建築物と物品の用途及び機能の類否判断の項目に記載した、「組立家屋」に関する補足説明の記載について、詳細な記載ぶりを削除してほしい」という御要望をいただいております。

こちらは、当該記載がなくとも特段運用に支障がないところにつきましては、御意見を踏まえまして削除をさせていただきました。

11点目の〔1〕といたしまして、「プロジェクターが開示されていない場合は、審査において、「建築物等に固定されていること」を確認することが望ましい」という御意見をいただきました。

この点につきましては、改訂基準案の記載の趣旨は、プロジェクターの開示がなくても、建築物及びそれに付随する範囲内の土地に固定したものと判断できる場合には、プロジェクターの開示がなくてもよいということを意図したものでございましたので、御意見を踏まえまして、その点が、より明確になるように記載を修正いたしました。

〔2〕といたしまして、6.2.3(1)に記載した、「土木構造物は様々な固有の用途を持つ」との記載につきまして、「当該固有の用途には人が内部に入り、一定時間を過ごすこと以外の用途を意味することを明記すべき」との御意見をいただきました。

また〔3〕といたしまして、6.3.3.1(g)の「ほとんどそのままの形状等で種々の物品等

に利用・転用」とありますが、「「…建築物に利用・転用」とすべきではないか」という御意見もいただきました。

こちらの2点は、いずれも御指摘を踏まえまして、当該箇所を明確化のために修正しております。

12点目は組物の意匠についてでございますけれども、基準案に記載いたしました事例についての御指摘をいただいております。

いずれも御指摘を踏まえまして、事例の修正または削除を行っております。

13点目は内装の意匠についてでございますが、内装の意匠の審査を行う際のほかの章の参照先の記載についての御指摘です。

御意見を踏まえまして、参照先がわかりやすいものとなりますように修正を行っております。

14点目、内装の意匠の一意匠の考え方についてです。改訂基準案では「分断されることのない、物理的に一続きの空間に係るもの」は、原則一意匠と判断する」と記載しております。この記載について、「透明なパーテーションで仕切られた空間も視覚的には分断されず連続しているため、「物理的」という表現を再検討してほしい」との御要望をいただきました。

この点につきましては、そうしたものも一意匠と判断できますように、空間を仕切る当該壁等が、例えば透明であるなど、「視覚的に一続きの空間と認識される場合等は一つの空間として取り扱う」との記載を追加しております。

15点目、特徴記載書についてですが、「こちらを十分考慮して判断することとしてほしい」という御要望をいただいております。

この点は御指摘を踏まえまして、右の欄のように記載を追加する修正を行っております。

16点目は、「今後、高速バス以外の自動車においても、移動手段のみならず簡易店舗やオフィスなども含む多目的空間を提供するモビリティへ進化することが考えられるので、自動車の内装においても、改正意匠法第8条の2の「内装の意匠」の保護対象であることを審査基準に明記すべきである」との御意見をいただきました。

17点目も同様の御意見となっております。

両御意見を踏まえまして、各種の車両が内装の意匠に該当し得る旨を明記しております。

18点目は、「同一空間の複合用途の内装を主従なく創作した場合の意匠に係る物品の欄等の記載例について明示をしてほしい」との御意見をいただいております。

こちらにつきましては改訂基準案におきまして、各用途に主従がない場合は、当該施設自体の用途を記載する旨、案にも明記をしておりましたが、御意見を踏まえまして、その旨をより明確にさせていただくために、右の欄の記載のとおり修正を行っております。

19点目の〔1〕といたしまして、「内装の意匠を構成する画像は、意匠法上の意匠である画像である点で、建築物の基準の章に記載された画像とは異なることについて特記し、注意喚起することが望ましい」との御意見をいただきました。

この点、もともとは改訂基準案4.6に記載しておりました、建築物に画像が表されている場合の一意匠の考え方の項目における画像につきましても、これは意匠法上の画像であり、内装の意匠の章に記載した画像と異なるところはございませんでした。そこで、4.6の「建築物に画像が表されている場合の一意匠の考え方の項目における画像」との記載が、意匠法上の画像であることが、より一層明確となりますように、右の欄のように記載を追加しております。

〔2〕といたしまして、「物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠」の【事例1】及び【事例2】について、「こちらはいずれも「著名」である先行モチーフに限るものかについて疑問がある」との御指摘をいただきました。

この点については御意見を踏まえまして、「著名な」との記載を「公知の」との記載に修正しております。

20点目、「内装意匠の分割」について、「分割が認められるケース、認められないケースの具体例を記載することを希望する」との御意見をいただきました。

21点目も同様の御意見となっております。

この点につきましては、「意匠法第8条の2の要件を満たしたものは、一の内装の意匠であるため分割はできない」との旨の記載を基準上に明記いたしました。

22点目、関連意匠についてでございます。「意匠法第10条第2項及び第8項が、意匠法第4条第3項の規定する(書面及び証明書の提出)の免除を規定していないことに鑑み、関連意匠の出願が公開後1年を過ぎた場合に限定すべきである。あるいは、第Ⅲ部第3章の「新規性喪失の例外」の章の5.2.2の記載との関係を見直すべきである」という御意見をいただきました。

この点につきましては、新規性の喪失の例外の章の5.2.2及び5.2.3におきまして、改正後の関連意匠制度との関係について言及した記載を追加しております。

23点目、意匠ごとの出願についてです。〔1〕といたしまして「二以上の物品等を表し

たものであるか否かの判断」について、2.1(1)②(イ)「「社会通念上一体的に実施がなされるものである場合」との記載は、現実に実施がなされるものに限らず、「実施がなされうるもの」とすべきである」との御意見をいただきました。

同様に〔2〕といたしまして、「「一の物品等と判断するものの例」について、①【事例6】及び【事例7】の四角枠内の説明において、「一体的に流通がなされるものであり」と記載しておりますが、こちらの記載は、「一体的に流通がなされうるものであり」に修正することを検討されたい」との御意見をいただきました。

こちらはいずれも御指摘のとおり修正を行っております。

また、②【事例1】～【事例7】の四角枠内の説明において、それぞれ「(1)二以上の物品等に該当するか否かの判断における考え方」のうち、どの考え方に基づく判断なのかを明確にすべき」という御意見をいただきました。

こちらにつきましては、どのような考え方に基づいて判断したものであるかが、各事例の四角枠内の説明に具体的に記載しておりましたところですが、御意見を踏まえまして、当該記載箇所が明確となりますように、該当する記載の部分に下線を加える修正を行うこととさせていただきます。

24点目、新規性要件にかかわる意匠の類否判断において、「「物品」、「建築物」と「画像」が互いに類似する関係になり得ることを明記してほしい」との御意見をいただきました。

御意見を踏まえまして、その旨を基準上に明記させていただきました。

25点目、創作非容易性に関してです。〔1〕「「当業者の立場から見た意匠の着想や独創性」との表現について、「当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性」との表現に改めるべきではないか」との御意見をいただきました。

こちらにつきましては、現行意匠審査基準におきましては、新規性要件との混同を避けるために、「新しさ」との記載を用いておりませんでしたけれども、判断基準のわかりやすさを重視いたしまして、いただいた御意見を踏まえまして当該箇所を修正しております。

〔2〕といたしまして、「「置き換えの意匠」【事例1】の出願意匠の蓋部の記載が、公知意匠の「片手なべ」を線図として表したものとわかりにくいいため、より明確な表現で示すことが望ましい」という御意見をいただきました。

こちらは御意見を踏まえまして、右側の欄のような事例に修正をしております。

26点目、先願の規定の章についてでございます。①として、「先願の規定の章の記載

においては、「部分意匠」との用語を使用せず説明しますと長文となり、読みにくい
ため、「部分意匠」との用語をあえて使用するか、あるいは「部分意匠」に該当する記載に
「」等の記号をつけるべき」との御意見をいただきました。

こちらは御意見を踏まえまして、「」を追記させていただき修正を行いました。

②といたしまして、先願又は同日の出願として取り扱われない意匠登録出願の類型のう
ち、(4)「拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願」については協議
不成立等となり、拒絶が確定した先願は除かれるべきことを明記すべきである」という御
要望をいただきました。

こちらは御意見を踏まえまして、当該箇所に追記を行う修正を行いました。

③といたしまして、「先願の規定の具体的事例はこの箇所に事例を記載しておくことが
望ましい」との御意見をいただきました。

御意見を踏まえまして、当該事例の追加をいたしました。

27点目はガスタンクについて、登録すべき例と、すべきでない例が基準上、それぞれ複
雑に存在しますところ、「ガスタンクの意匠登録出願が登録となるか否かに疑義を生じる
おそれがあるので、それぞれ説明を追加すべき」との御意見をいただきました。

こちらは御意見を踏まえまして、ガスタンクが一律拒絶の対象となるとの疑義が生じな
いように、登録すべき事例ではない拒絶となっていく事例のほうに、その根拠や背景が、
よりわかりやすくなるように記載を追加いたしました。

いただいた御意見に則した改訂、基準案の修正案についての御説明は以上となります。

こちらの修正案を見え消しで表示させていただきましたものが、次の資料になっており
ます。

以上でございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明内容について、御意見、御質問がございましたらお願いい
たします。

○柏瀬委員 柏瀬でございます。

24番の新規性について質問させていただきます。「物品、画像、建築物の各意匠間にお
いても、対比する両意匠が以下の全てに該当する場合は、両意匠は類似すると判断する」
とありますけれども、例えば、物品が電子計算機などの場合、物品と画像が類似するこ
とはあるのかなと思いますが、建築物と画像が類似することはあまり想像できないのですが、

どういった場合を想定していらっしゃいますか。

○下村意匠審査基準室長 こちらはいただいた御意見に則して、私どもでもどういったケースがあるか検討してみたのですけれども、今、現実にはそういった建築物があるかどうかはわかりませんが、非常に大きな画像を表示する巨大なスクリーンのようなものが土地に定着する形で建築物として存在したときに、その創作の要点が画像になってくるケースもあり得ます。そのようなときには、それと同じような用途や機能を持つ画像と類似関係が生じる可能性もあると考えられますので、このような修正案とさせていただきます。

○柏瀬委員 そういたしますとそれは、大きなスクリーンで土地に定着している人工構造物ということで、それ以外に用途がないものということですか。

○下村意匠審査基準室長 はい。

○柏瀬委員 わかりました。

○黒田座長 ありがとうございます。

お願いします。

○青木委員 続く 25 番の箇所ですが、従前、当業者の立場から見た意匠の着想や独創性だったものが、着想の新しさに変えられるということで、裁判例の文言に合わされたようなイメージなんですかね。そうすると内容としては特に、今までと変わりはないという理解でよろしいでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 はい、おっしゃるとおりです。こちらの審査基準をつくりましたときにも、この「新しさ」との文言を入れるかどうかというところでいろいろ議論がございましたが、裁判例のとおりにしますと、この「新しさ」という用語によって、新規性要件との混同が生じるおそれがあるかなということで、裁判例とはあえて違う、「新しさ」との用語を除いた形で基準上に明記しておりました。しかしながら、その心は裁判例と同じ趣旨で判断基準を記載した項目でございましたので、今般、このような修正をしましても、特段の判断基準の修正ということではございません。

○黒田座長 ありがとうございました。

お願いします。

○堀越委員 堀越です。

今の同じ箇所の創作非容易性ですが、着想の新しさという言葉が入ってくるわけですが、当業者の立場からというところで、当業者といたしましても創作側と、それを売ろうとする側は微妙に立場が違いまして、創作側としては着想のまねはしてほしくないわけですね。

ところがマーケティングの担当としては、着想の模倣をするというのは常にある種、要求もされるわけですね。これはすなわち、形は違うけれども着想が同じというのは、流行をつくっていくという一つの動きでもあるわけで、ここのところを当業者はどのようにとらえるかということがあるかと思えます。

私は創作側としては、着想のまねはしてほしくないというのが本音なのですが、ビジネスというふうを考えれば、あくまで着想の新しさも考慮して判断するとありますが、やはり基本的には外観で判断していただきたいというところが意見としてあります。

○下村意匠審査基準室長 こちらの「着想の新しさ」につきましては、これがあれば登録につなげていこうというロジックのところでは明記をさせていただいております。出願された意匠が複数の構成要素を含むものであったといたしまして、ある公知の形状等を寄せ集めたり、ありふれた手法で組み合わせたりしたものであるときに、公知の形状等を使っているのですけれども、その組み合わせ方に独創性ですとか、新しい創作があったら、その点も評価して、登録につなげていこうということをございます。しかしながら、その着想についても、誰かが既に思いついて公知にしておりますと、やはりそこは評価ができないということにならざるを得ませんので、今般よりわかりやすく、「新しさ」と追記をさせていただく次第です。

意匠登録のためには、どうしても新規性の要件とは別途、創作された意匠が所定の創作のレベルを超えたものであるという要件についても判断しなければなりません。なお、ただいま御質問いただきましたように、創作非容易性の判断主体は誰なのかというところですが、当業者はその分野の意匠の創作に関する十分な知識を持っている者が想定されます。ですので、マーケティングの知識のみをお持ちの方が判断主体となるというよりはむしろ、それに加えて意匠の創作に関する専門的な知識を持っていらっしゃるような方が想定されます。

○堀越委員 なるほど、はい。

続いてですが、その場合、やはり特徴記載を読むということになりますか。

○下村意匠審査基準室長 特徴記載書をご提出いただいた場合は、出願人の方の主観的な意図として参考にさせていただくのですが、ご提出がない場合でも、審査官は先行意匠の調査をしたり、その分野の知識を持つように日々努力をしておりますので、その分野の通常の情報等に照らして、出願された意匠がどのような特徴を持つかについて、判断することになります。

○堀越委員 はい、わかりました。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○柏瀬委員 この資料に書かれていないことでも、今、質問してよろしいですか、後のほうがよろしいですか。

○黒田座長 お願いします。

○柏瀬委員 よろしいですか。まず、先ほどの類似の話ですけれども、内装と建築物と物品は互いに機能・用途は類似することはあると認識しております。物品と内装、あるいは物品と建築物の内部が類似する場合は、内装、建築物の機能・用途は人が内部に入り、一定時間を過ごすということなので、その物品の機能・用途が、それ以外に機能・用途がない場合と考えてよろしいですか。

例えば、内装として船舶の浴室部分が出願されたものが既にあるとして、物品としての船舶を出願するし、浴室部分だけをクレームアップする場合は、同じ浴室部分ですが、船舶のほうは走行するという機能・用途があるので、内装としての船舶とは非類似という解釈でよろしいでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね、おっしゃるとおり、物品におきましても、それが走行するとか、旅客機のように飛ぶという用途・機能を持ちますと、部分だけ比較して共通点がある場合でも、全体として意匠対意匠で比較しますと、用途・機能が大きく異なるということで非類似になることがあると考えられます。

○柏瀬委員 そういうことでよろしいですね。そうすると、それが内装対内装、あるいは内装と建築物の内部という場合は、内装の外側がたとえ何であれ、これは類似となり得ると考えてよろしいですね。

○下村意匠審査基準室長 そうですね、建築物には人が中に入って一定時間を過ごすことを主たる用途・機能とするものが多くございますし、内装も同様の用途・機能を持ちますので、そこは意匠全体として対比しても、用途・機能が類似するということがあり得ると考えております。

○柏瀬委員 そうすると、物品との類似を見るときだけ、機能・用途はほかに何かあるか、ないかを見なきゃいけないということですね。

○下村意匠審査基準室長 そうですね、建築物と内装の対比の場合でありましても、建築物が非常に特殊な用途や機能を持っているケースもあるかもしれず、その場合は例外とな

るかもしれませんが、多くの場合、おおむねそのように整理されると思います。

○柏瀬委員 もう一つ、お願いいたします。内装と建築物の内部は、出願なさる方がどちらで出願しようか非常に迷うところだと思いますが、審査基準を拝見いたしますと、建築物のほうは建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱うものの例ということで、建具を固定された什器は一部として取り扱うとあります。例えば天井つり下げ灯、天井埋め込み灯と、こういった照明器具なども一部として扱うとして書かれているんですね。

ところが内装のほうですが、内装の意匠を構成する適切なものの例として、「照明器具など」と書いてあるんですね。ここでちょっと迷う方がいらっしゃるかなと思いますので、内装のほうは「照明器具など」というところを、例えば「固定されたものを除く」という表記があると迷われないかなと思います。審査においては柔軟に見ますというお話はあるものの、やはり出願する方の指針としては、そういうふうにしていただいたほうがいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 おっしゃるとおり、照明器具につきましては別個の物品として認識はできるのですが、固定されているという状況でありますときに、建築物の一部を構成することもありますし、別個の物品と認識され得るので、「内装意匠の二以上の物品等から構成されること」という要件を満たしてくるケースもございます。

そのようなときに、先生がおっしゃるように、出願の方向けのガイドとしては、そこがどちらで出したほうが本丸なのかがわかるほうがよいかと思うのですが、審査基準に厳しくだめなものを書いてしまいますと、何年かしまして、この改訂の経緯がどうだったかというところがだんだんわからなくなってきたところに、その記載に従って審査官が厳しい判断をしてしまうこともあり得ると思うんですね。ですので、審査基準のほうはこのような形で、審査官がむげに拒絶をしなくてもいいものをしてしまうことがないようにさせていただいて、手引ですとかガイドラインにおきまして、本来はこちらで出していただくものはこういうものだという御案内をよくよくさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○柏瀬委員 例えば、内装の意匠を構成する適切なものの例のうち、「照明器具など」を「フロアスタンドなど」と変更するのはいかがでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね。そのように例示をするだけでしたら問題も生じないですね。では、そのような形でやんわりと誘導させていただきたいと思います。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかは何かございますか。お願いします。

○青木委員 これは直接今、ここのターゲットになっている話ではないと思いますが、20番の分割を認める、認めないというところで、今回新たに8条の2の内装に当たる場合には分割不可という判断がされると。これはもともと組物のときにも似たような話があったかと思うのですが、今、条文上「二以上の意匠を含む」となっていて、特に違法性のようなものは要求されていない中で、従前から組物もそうだったので、今回内装もそうということになっていると思うのですが、分割要件が厳しいのではないかという指摘も、意匠の世界でそこそこあると思うのですが、このあたりは特に今回も変えずに維持して、組物等と同じように、二以上含まれている場合であっても、組物や内装を満たす場合には分割不可を維持されるということなんですかね。

○下村意匠審査基準室長 そうですね、やはり組物の意匠の整理も同様だと思うのですが、二以上の物品等で構成されておりましたが、それで一つの意匠というふうに認識して登録している実務がありまして、それが一つの意匠であるときには、もう分割ができないと。それを分割することは、その意匠の要旨を変えたものとなりますので、分割はできないという整理になっております。内装の意匠も同様に、二以上の物品等から構成されておりますが、それで一意匠を構成すると考えられる場合には、それを無理やり分割するというのは、その意匠の要旨がやはり違うものになってしまいますので、同じような整理をさせていただきます。

○青木委員 わかりました。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかは大丈夫ですか。お願いします。

○堀越委員 堀越です。

同時に使われるもので、1組として出願をしている場合に、どうしても形は同じにならない。同じような組物という形にはならないという場合、例として歯磨きとチューブというのが出ていたと思うのですが、この場合でも、例えばブランドだけ共通しているとか、ネーミングの一部が似ているといったものもここに含まれると理解してよろしいですか。

○下村意匠審査基準室長 今回追加されました販売時の一体性を見た一意匠の考え方のところへ挙げられていた事例についてだと思うのですが、今回一意匠の判断の緩和をいたしました部分につきましては、おっしゃるとおりいろいろな統一感があると思うのですが、意匠の場合は視覚に訴える美観を保護しているというところがございますので、やはりそ

このところの共通性がないと、一つのデザインというふうには考えられないと整理をさせていただきます。ですので、ネーミングだけですとか、ブランドのごく小さなマークだけということでは、形状等の一体性が足りない場合もあるかと思うんですね。形状、模様、色彩、それらの結合に統一感や一体性、まとまりがあるというところが必要になるかと思えます。

○堀越委員 とすると、歯ブラシと歯磨きチューブという場合も、何らかのデザインの共通性が必要になってくるということですか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね。ただ、それが全部同じ色に塗られているとか、同じ模様がついているというところまでの統一感が必須ということではなく、一つのデザインとして形状等のまとまりを意識した創作がされていると考えられれば、そのような強力な結びつきまでは必要ないと考えられます。

今般、改訂基準に載せさせていただいた歯ブラシ等に関する事例におきましても、同じ模様等までは表されておらず、ただ、3つの物品が同時に販売されることを前提に、パッケージと歯ブラシと歯磨き粉が一体的なものとなるように、またそうした場合の収納性や見栄えが良いように考慮された創作になっていますので、そのぐらいのまとまりで十分、一意匠と判断していきたいと考えております。

○堀越委員 はい、わかりました。

○黒田座長 ありがとうございます。

お願いします。

○神田委員 先ほど柏瀬先生のご質問のところで、内装と建築物、内装と物品、物品と建築物で類似関係が発生する旨をお伺いしましたが、今度新法において、類似になり得るということは、従来の組み立て家屋の意匠から建築物への関連意匠も可能ということでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね、おっしゃるとおりです。

○神田委員 画像についても従来物品で出願していた画像に対して、用途・機能が同じであれば画像単体への関連意匠出願も可能と判断してもよろしいですか。

○下村意匠審査基準室長 はい、御理解のとおりでございます。

○神田委員 ありがとうございます。

あともう1点、よろしいですか。内装の部分意匠についてですが、基本、内装は組物意匠なので、二以上の物品を含まなければならないと思いますが、その際に、一部の物品を

ディスクレーム、つまり、2つの物品で構成されている内装に対して、1つの物品を破線でディスクレームしてしまうと1つの物品しか残りません。その際も統一的な美感が生まれれば内装として認められるということですか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね、今、先生がお聞きくださっているところは、内装の意匠を構成するための一番ミニマムなところの要件かと思います。二以上の物品等の要件を満たすか否かの判断におきましては、破線部も含めて判断していくことを考えております。

また、統一性要件につきましても、組物のケースとは少し事情が異なりまして、内装意匠の場合は配置も含めて一つの意匠と扱いますので、両方の物品等にそれぞれ意匠登録を受けようとする部分が存在し、かつ、そこに統一性があるかどうかというところまで必要かと申しますと、内装の場合は必ず全てのケースで必要ということではございません。内装の意匠の場合は、複数の物品等の配置も考慮しますので、両方に意匠登録を受けようとする部分が存在しない場合でも、それら両方の物品等の配置も含めて1つの意匠と考えられることもあり得ると考えられます。例えば、どちらか一方の物品等が全て破線になっていて、どちらかが実線であるときに、それらの位置関係等もその意匠に貢献していて、そこに統一性が認められれば、一番ミニマムなところですが、登録になるケースもあり得るということです。

○神田委員 あり得るということですね。ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。ほかはよろしいですか。

御意見もございましたが、方向性への反対はございませんでしたので、改訂意匠審査基準案につきましては、いただいた御意見も踏まえつつ、基本的には資料1において整理した方向性に沿って進めていくことといたします。

事務局においては、いただいた御意見を踏まえた改訂意匠審査基準案の修正をお願いいたします。

意匠審査基準ワーキンググループ報告書について

○黒田座長 それでは、次の議題に移りたいと思います。

議事次第3. 「意匠審査基準ワーキンググループ報告書について」でございます。

では、事務局から説明をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 それでは、お手元の資料3をお開きいただけますでしょうか。こちらは、前回御審議をいただきました報告書につきまして、パブリックコメントを踏まえ、修正した内容に則して、該当する箇所を修正した内容となっております。また、こちらに検討の経緯も記載している箇所があるのですが、本日のワーキンググループの開催についても書き加えております。

それでは、4ページをお開きいただけますでしょうか。PDFのページ数ですと5ページに当たるところですけれども、こちらは意匠審査基準ワーキンググループにおけます検討の経緯を記載している箇所でございます。こちらの一番下に本日の開催分といたしまして、(5)として関連する記載を追加しております。

次のページが委員名簿になっております。

6ページ目以降は、各検討事項の検討結果をそれぞれ記載した項目となっております。前回からの修正箇所は、先ほど御説明させていただきましたパブリックコメントを踏まえた改訂基準案の修正箇所と同じところとなっております。

改訂基準案の内容につきましては、先ほどの議題のところでお説明し、既に御審議をいただきましたので、御説明を割愛させていただきたいと思っております。

なお、先ほどの御審議で柏瀬先生からいただいた御意見で、フロアスタンドの点の修正をするということでしたので、こちらは追って該当の箇所を修正し、報告書案とさせていただきたいと思っております。

一番最後から2番目の100ページに、本報告書を別添として添付する改訂基準案の取り扱いについて記載した箇所がございます。そちらに記載させていただきましたように、改訂意匠審査基準案につきましては、弊庁のホームページで公表させていただきました上で、改正法施行後の出願の審査に適用させていただきたいと考えております。

報告書案についての御説明は以上となります。

○黒田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明内容について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

お願いします。

○柏瀬委員 柏瀬でございます。

報告書というのはどういう位置づけなのか、教えていただきたいと思います。

○下村意匠審査基準室長 通常ですと、当ワーキンググループで検討した結果を毎回報告

書にまとめているということはないのですが、今回の一連の審査基準改訂の検討は、昨年の意匠法改正に則したものでございまして、その意匠法改正は、もともと意匠制度小委員会で御議論いただいていた内容でございます。そこで、意匠制度小委員会で御審議いただいた法改正の内容に基づく、審査基準の検討を行いましたということで、こちらのワーキンググループの検討結果を、意匠制度小委員会に今回は報告したいということから、報告書をまとめさせていただきます。

○柏瀬委員 はい、わかりました。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

○柏瀬委員 報告書とは関係ないのですが、以前に意匠の場合は特許と違って情報提供の制度もないし、異議申し立てもなく、突然登録公報が出てきて、人の権利であると言われるのは非常にリスクの大きい制度だということで、特許のように異議申し立て制度ですとか、情報提供のようなものをさせていただくような制度をお考えいただけないかということをお願いしたところでございますが、その見通しについてお知らせいただけますか。

○下村意匠審査基準室長 前に御指摘いただきましたときから、検討を行って参りまして、現状の意匠制度では公開制度がございませんので、特許と同様の情報提供制度はすぐにつくるとことは考えてはいたのですが、ただ、皆様方から審査資料という形で情報を御提供いただける窓口を今つくるべく検討しておりまして、この改正法の施行に間に合うように、皆様方から審査に資する情報をいただく窓口の開設を急いでおりますところです。

○久保田意匠制度企画室長 付与後異議の御要望については、今回もパブコメの中で御意見としていただいているのですが、そちらについては今後の制度改正の検討の参考にさせていただきたいと考えています。具体的なスケジュール感といったところまではまだでございます。

○柏瀬委員 情報提供に関してですが、どなたでも簡便にできるものと考えてよろしいですか。

○下村意匠審査基準室長 位置づけといたしましては、審査資料としての情報をいただくということですので、皆様から広くいただけるものを考えております。

○柏瀬委員 ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかは何かございますでしょうか。どうぞ。

○青木委員 私、わかっていないところで恐縮ですが、この審査基準、先ほど最後におっしゃった、意匠法の改正法の施行に合わせてお使いになるということだったのですが、改正法の施行時期にはズレがありますので、審査基準の方も一部ずつの施行というような形になるのでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 意匠法の施行自体が段階的な施行となっており、一部、例えば救済規定ですとか、意匠法の7条の区分の取り扱い等につきましては、改正法の公布から2年以内の施行になるものもありますので、審査基準の方も段階的な運用開始となります。2段階目の運用開始となる項目につきましては、改訂基準案の中に赤字等で、個々の箇所、2段階目の運用開始時に合わせて差し替えの上、公表させていただきます等と注記をしましたので、そのような箇所は、おくれて運用開始するというふうにお考えいただければと思います。

○青木委員 遅れて施行される部分についても今回のワーキンググループで確定したという理解でよろしいでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね。

○青木委員 わかりました。

○下村意匠審査基準室長 恐らく2段階目の施行の前に、もう一度、こちらの基準を弊庁のホームページにアップし直すような形になるかと思えます。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかは何か。お願いします。

○堀越委員 意見交換のときにもお話させていただいたのですが、今度、内装や一意匠として出願できるものとか、随分内容も変わってきますので、新しい意匠法のユーザーがふえることが想定されるわけですが、特にそういう新しいユーザーさんがふえるということは、やはり事例をもう少したくさんふやしていただきたいなというのが希望としてあります。

特に、地方の発明協会の窓口さんに、相談支援に派遣されますが、例えば、山形とか高知とか島根などに行きますと、やはり周りに意匠を得意とする弁理士さんが少ないという現実がありまして、そういったところでも、いわゆる詰め合わせの商材とか、食品を含めてギフトと称するものが結構あるわけですね。そういう中での相談というのはなかなか苦労されているようなので、そういったところでの説明会や事例をふやしていただけるとよ

ろしいかなと思っております。

以上です。

○下村意匠審査基準室長 大変貴重な御指摘ありがとうございます。今回、パブリックコメントでも事例をふやしてほしいという御意見を多数いただきました。審査基準のほうは審査官が参照させていただくものとして、あまり事例が多くなってしまうと全体の分量が非常に大部となってしまいますことから、代表的な例を掲載させていただいたんですけれども、今後、ユーザーの皆様方向けにガイドライン等を出させていただく予定ですので、そちらにはできるだけ、コメントとしていただいたような事例を含め、事例を追加して、公表していきたいと考えております。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかは何かございますでしょうか。お願いします。

○林委員 このたびは大変大幅な改正、本当にお疲れさまでした。今回のこのワーキンググループ後にもう一回、少し修正が入る予定かと思うのですが、きれいに直したバージョンはいつぐらいにアップいただける予定ですか。

○下村意匠審査基準室長 今回いただいた御意見等を踏まえまして修正作業をさせていただきますが、この間、パブリックコメントをいただいてから修正した箇所、例えば用語の使い方の統一がとれたかどうかというふうなチェックや確認もさせていただいた上での公表となりますので、恐らく2月下旬から3月上旬のあたりには公表させていただきたいと思っております。

○林委員 あともう1つ、図面の手引等も今、修正いただいているかと思うのですが、そちらも大体同じぐらいのタイミングになりますか。

○下村意匠審査基準室長 こちらはユーザーの皆様方から、できるだけ早くという御要望をいただいておりますので、今、鋭意作成させていただいているところです。できれば2月中に公表してほしいという御要望をいただいているので、それを目指して作業させていただきますが、どうしても時間がかかってしまいますと、3月上旬に差しかかってしまうかもしれませんが、少なくともそのあたりを目指して公表できるように作成させていただきます。

○林委員 ぜひ引き続き、よろしくお願いします。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかは何かございますか。お願いします。

- 神田委員 準備として、分類コードの付与については経過情報等ありますでしょうか。
- 綿貫意匠審査機械化企画調整室長 分類に関してですけれども、以前、お話いただいた用途・機能の観点も追加してくださいということにつきまして、その御指摘を踏まえまして、今、その観点を設けるといった修正作業を行っている状況です。現在もそのような形で作業を進めているのですが、やはり使いやすさを考慮して仕上げたいと考えておりますので、その点、御理解いただければと思っております。
- 神田委員 これは時期的にどれぐらいになるというのは、まだわからないという感じですか。
- 綿貫意匠審査機械化企画調整室長 そうですね、意匠制度小委員会を2月中に開催する予定ですが、そこまでには内容を固められると思っております。
- 神田委員 はい、ありがとうございます。
- 黒田座長 ありがとうございます。
- あとは大丈夫でしょうか。よろしいですか。
- それでは、報告書については特段修正の御意見はございませんでしたので、報告書につきましては、資料3において整理した方向性で取りまとめることといたします。
- 久保田意匠制度企画室長 すみません、1点だけ。今の綿貫の発言で誤解があるとよろしくありませんので訂正させていただきたいのですが、小委でということは全然まだ固まっていなくて、手段はともかく、2月中には公表できるようにということで御理解ください。
- 神田委員 わかりました。

今後の予定

- 黒田座長 それでは、次の議題に移りたいと思います。
- 最後に事務局から、今後のことについてお願いいたします。
- 下村意匠審査基準室長 それでは御説明させていただきます。
- これまで5回にわたって先生方には御審議をいただきまして、本当にありがとうございました。改訂基準案、報告書案につきましては、本日御指摘いただいた御意見等も踏まえ、さらなる修正をさせていただきたいと思います。修正内容の御承認に関しましては、いずれも座長に御一任させていただければと思うのですが、いかがでしょうか、よろしいでし

ようか。

ありがとうございます。それでは、修正後の改訂意匠審査基準案につきましては、座長に御確認いただきました後、庁内の掲載手続等を踏まえまして、準備が整い次第、特許庁のホームページで公表させていただきたいと思っております。

また、報告書につきましては後日開催が予定されております、意匠制度小委員会へ御報告をさせていただきたいと思っております。

○黒田座長 ありがとうございます。

昨年7月から5回にわたって、昨年の意匠法改正に対応する意匠審査基準の改訂の方向性を検討してきましたが、今回までのワーキンググループで取りまとめることができました。委員の皆様、御協力まことにありがとうございます。

昨年の法改正は大変大きな改正でしたので、検討事項も多くございましたが、拙い議事進行にもかかわらず、皆様のおかげをもちまして、無事に全ての検討を終えることができました。本当にどうもありがとうございました。

特許庁審査第一部長挨拶

○黒田座長 それでは閉会に当たり、審査第一部長から一言御挨拶をお願いいたします。

○谷山審査第一部長 審査第一部長の谷山でございます。閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

ただいま黒田座長から御発言がありましたように、座長のリーダーシップのもとで、皆様の御意見を踏まえて本日のワーキンググループで、検討の結論となる報告書と基準改訂案を取りまとめさせていただきました。おかげさまで、次なるステップへと踏み出すことができます。これもひとえに皆様の御尽力と多様な意見をいただけたことだと思っております。この場をかりて感謝申し上げます。

非常に広い法改正でございましたので、検討するところが多々ございました。また、先ほど御指摘がございましたように、新しいユーザーが入ってまいりますので、わかりやすい内容に努めたつもりでございます。

本日、取りまとめていただきました方向性につきましては、こうした新しい意匠制度のかじをとる、かなめとなるものでございます。この後、審査を進めていくに当たりまして、この方向性に沿った的確な審査を進めてまいりたいと思っております。また、引き続き皆様の御

意見を頂戴できればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

改正法の施行までにあまり期間がなく、かつ膨大な検討事項がございまして、皆様、大変お忙しいところ御協力いただきましてありがとうございました。おかげさまで、無事、今回で取りまとめをすることができましたこと、深く感謝申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

○黒田座長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第 19 回意匠審査基準ワーキンググループを閉会いたします。本日は長時間御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会